		B 測 定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB (A) 以上
A測定平均值	85dB (A) 未満	第 I 管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB (A) 以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

- 備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
  - 2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
  - 3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

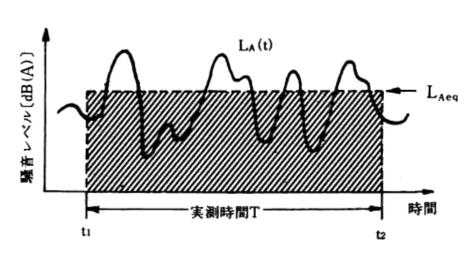


図1 等価騒音レベルの意味

表1 代表的な騒音対策の方法

	分類	方 法	具 体 例
1	騒音発生源対策	発生源の低騒音化	低騒音型機械の採用
		発生原因の除去	給油、不釣合調整、部品交換など
		遮 音	防音カバー、ラギング
		消音	消音器、吸音ダクト
		防 振	防振ゴムの取り付け
		制振	制振材の装着
		運転方法の改善	自動化、配置の変更など
2	伝ぱ経路対策	対距離減衰	配置の変更など
		遮蔽効果	遮蔽物、防音塀
		吸 音	建屋内部の消音処理
		指 向 性	音源の向きの変更
3	受音者対策	遮 音	防音監視室
		作業方法の改善	作業スケジュールの調整、遠隔操作など
		耳の保護	耳栓、耳覆い

## 図2 健康管理の体系

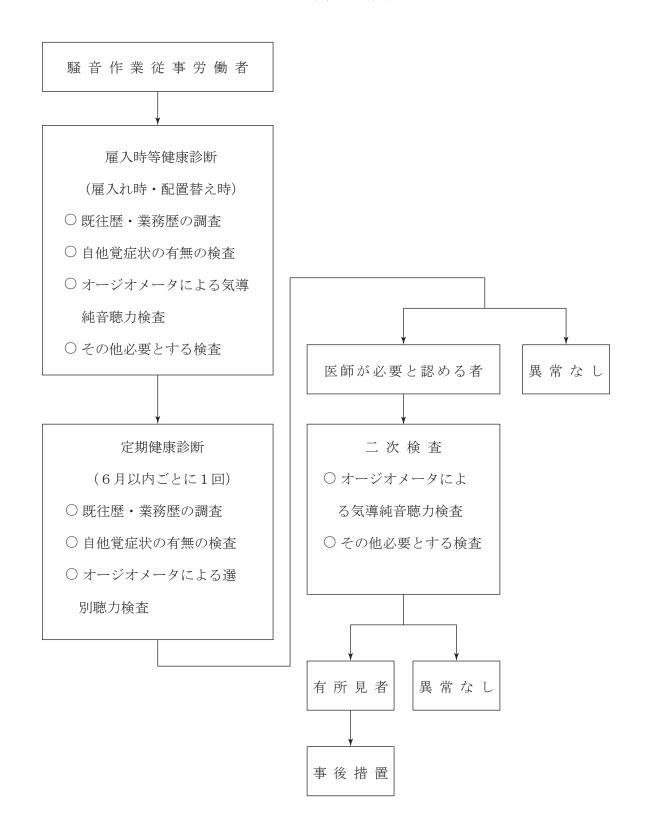


表2 聴力レベルに基づく管理区分

聴力レベル		区分	措 置	
高音域	会話音域		措置	
30dB 未満	30dB 未満	健常者	一般的聴覚管理	
20 ID IV. I.		要観察者	第Ⅱ管理区分にされた場所等におい	
30dB以上		(前駆期の症状が認めら	ても防音保護具の使用の励行、その	
50dB 未満		れる者)	他必要な措置を講ずる。	
50dB以上	30dB 以上 40dB 未満	要観察者		
		(軽度の聴力低下が認め		
		られる者)		
	40dB以上	要管理者	防音保護の使用の励行、騒音作業時	
		(中等度以上の聴力低下	間の短縮、配置転換、その他必要な	
		が認められる者)	措置を講ずる。	

- 備考1 高音域の聴力レベルは、4,000 ヘルツについての聴力レベルによる。
  - 2 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベルによる。

表 3 騒音作業従事労働者労働衛生教育

	科目	範 囲	時間	
1 騒音の人体に及	、 ↓ ~ ┣ ) ァ T ) ポート 目 / 分明で	(1) 影響の種類	60分	
	)人体に及ばす影響	(2) 聴力障害		
2 適正な作業環境の確係		(1) 騒音の測定と作業環境の評価	50 分	
	や作業環境の確保と維持管理	(2) 騒音発生源対策		
		(3) 騒音伝ば経路対策		
3 防音保護具の使用の方法	2雑具の毎田の大法	(1) 防音保護具の種類及び性能	30 分	
	でで表の使用の方伝	(2) 防音保護具の使用方法及び管理	30分	
4 改善事例及び関係法令		(1) 改善事例 (2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	40 分	